

# 公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU）

## 加盟団体支援交付金規程

### （概要と基本方針）

トライアスロンは複数の競技から構成させるため、自然や不可抗力の脅威を受けやすく、競技団体や大会の運営維持は、常にリスク管理が必要といえます。これらに対応する役員やスタッフは、様々な創意工夫を凝らしてきた。今後の難局に対しても英知を結集し、同様以上の努力をすると考えられます。

しかし、それでも加盟団体の運営が厳しい状況となった場合には、所属する JTU ブロック連絡協議会内での相互支援を行うことを期待し、さらに中央競技団体からの支援が些少であっても活かせることがあるかもしれません。

限られた予算のなかでの支援金制度ですが、全国の加盟団体に不公平感が無い施行を意図するものとします。それによって、全国の加盟団体が相互的に発展することを期待するものです。

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）に加盟する団体の組織運営の安定と促進を図るための支援金の交付（以下、「支援交付金」という。）に関する取扱いについて、基本的事項を定めることにより支援交付金に係る予算を適正に執行することを目的とする。

### （交付の対象）

第2条 支援交付金は、加盟団体の会長が必要と認める事務又は事業を行う加盟団体の予算・事業計画範囲において、その必要な経費の一部を交付する。各年度の支援交付金の金額（総額と一申請当たりの上限）は、当該年度の JTU 予算内で決定するものとする。

### （交付の申入れ）

第3条 支援交付金を受けようとする加盟団体は、次に掲げる書類を JTU に提出しなければならない。

- (1) 支援交付金願い書
- (2) 理由書
- (3) 所属 JTU ブロック協議会の賛同を示す書類
- (4) 当該年度事業計画書・収支予算書

- (5) 前年度事業報告書・決算書
- (6) その他本会が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 JTU は、支援交付金の交付願いがあったときは、前条に係る書類の審査及び必要に応じて聴き取り調査等を行い、適当と認めるものについて理事会承認の元、支援交付金の交付決定を行うものとする。

(決定の通知)

第5条 JTU は、支援交付金の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を支援交付金の交付願い者に書面で通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 支援交付金の交付願い者である加盟団体は、支援交付金の決定通知を受けた後において、その計画を変更しようとする者場合には、理由を付し、第3条に定める添付書類を改めて JTU に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(申請書の提出)

第7条 第5条の支援交付金の交付決定書を受けた者は、速やかに申請書を JTU に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 JTU は、申請書の提出があったときは、内容等を確認のうえ、適当と認めるものについて口座振込等による支援交付金の支払いを行う。

(補助事業の遂行)

第9条 当該加盟団体は、支援交付金の交付の決定及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって対象事業を行わなければならない。

(実績報告)

第10条 支援交付金を受けた加盟団体は、対象事業が完了したときは、翌年3月31日までに次に掲げる書類を JTU に届け出なければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 当該事業の収支決算書又は決算見込書

(3) その他 JTU が必要と認める書類

(支援交付金の返還等)

第 11 条 会長は、支援交付金を受けた当該加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援交付金の決定を取り消し、又はすでに交付した支援交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 支援交付金を目的以外に使用したとき
- (2) 支援交付金の交付の内容又はこれに付した条件その他この規程に基づく会長の指示に反したとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により支援交付金の交付を受けたとき

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第 13 条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則 この規程は、2020 年（令和 2 年 5 月 15 日から施行する。）